

電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る 労働安全衛生規則等の改正について

－バッテリー式フォークリフトの整備業務には特別教育が必要です－

電気自動車の整備の業務等に係る特別教育について、労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件が令和6年6月3日にそれぞれ公布又は告示され、令和6年10月1日から施行又は適用されます。

一定の要件に該当する電気自動車（バッテリー式のフォークリフト（以下「バッテリーフォーク」という。）などの車両系荷役運搬機械を含む。）整備の業務に労働者を就かせるには、特別教育の実施が義務付けられています。

これまでは、対地電圧が50ボルトを超える蓄電池のうち低圧（直流750ボルト以下、交流600ボルト以下）のものを内蔵した電気自動車だけが対象でしたが、今回の改正により「低圧」の要件が削除され、対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵した電気自動車の整備の業務は全て特別教育の対象となります。

1 バッテリーフォークにおける留意事項

バッテリーフォークを所有する会員事業場が、定期自主検査（資格を有する労働者による特定自主検査を含む。）を実施した結果、当該バッテリーフォークに異常が認められ、自社の労働者に整備の業務を行わせる場合には、安全衛生特別教育規程第6条の2に基づく特別教育を修了している者に当該バッテリーフォークの整備の業務を行わせること。

2 バッテリーフォーク以外の車両系荷役運搬機械における留意事項

バッテリーフォーク以外の対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵する車両系荷役運搬機械を所有する会員事業場が、自社の労働者による当該機械の定期自主検査を実施した結果、当該機械に異常が認められ、自社の労働者に整備の業務を行わせる場合も、上記1と同様であること。